



事業者支援（補助制度等） 東京における宅地開発の 無電柱化の推進に関する条例 （令和8年秋施行予定）

ソフト事例

自治体：東京都

種別

無電柱化
条例

景観計画
景観地区

義務性

義務

努力
義務

推進

【条例における規制区域】

- ・防災都市づくり推進計画における整備地域、重点整備地域及び防災環境向上地区（令和8年3月改定）
- ・東京都無電柱化計画の重点整備エリア（改定中）



■東京における宅地開発の無電柱化の
推進に関する条例の規制区域（案）

拡充 ※負担金は令和4年度から不要

| 宅地開発無電柱化パイロット事業 | |
|-----------------|----------------------------|
| 募集期間 | 令和2年度～3年度 |
| 対象事業の条件 | 3,000㎡未満の戸建ての宅地開発 |
| 助成対象となる費用 | 無電柱化の設計費・工事費・負担金※ |
| 助成限度額 | 1,000万円まで、かつ道路延長1m当り20万円まで |
| 実施件数 | R2年度：2件、R3年度：3件 |

| 宅地開発無電柱化推進事業（事業内容は令和8年度時点） | |
|----------------------------|--|
| 対象事業の条件 | 住宅を主な用途とし、開発道路の整備を行う宅地開発 |
| 補助対象となる費用 | 無電柱化の設計費・工事費（引込柱含む） ※設計協議時間を短縮するため、宅地開発区域内の電線類の地中化を前提とした引込柱は可 |
| 補助率と補助限度額 | 【3,000㎡未満の場合】 ・総事業費のうち4/5を国及び都が補助 （最大で2,400万円、うち2/5を国、2/5を都で補助） 【3,000㎡以上の場合】 ・総事業費のうち2/3を国及び都が補助 （最大で4,000万円、うち1/3を国、1/3を都で補助） |
| 実施件数 | R5年度：10件、R6年度：18件、R7年度：9件 |

■補助事業の概要

●東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の概要

【目的】

宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与すること。

【条例の趣旨】

規制区域において宅地開発をしようとする者（開発事業者）は、技術的に困難である場合などを除き、電柱又は電線を開発区域内に新たに設置しないものとします。

【規制の概要】

- 1 無電柱化の実施計画の届出（届出のあった実施計画は全件公表します）
規制区域で宅地開発をしようとする者に無電柱化の実施計画の届出を義務付けます。
- 2 指導、公表等

知事は、実施計画の内容が無電柱化を実施しない旨である者に対し、必要な措置の指導、又は勧告を行うことができるものとします。

また、知事は、正当な理由なく届出を行わない者、又は事実と異なる内容の届出を行った者への指導、又は勧告を行うことができるものとします。この勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、開発事業者名などを公表することができるものとします。

●リンク

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu

●開発事業者への支援（補助制度等）

①補助事業の実施

令和4年度から、国の「無電柱化まちづくり促進事業」も活用し「宅地開発無電柱化推進事業」として、宅地開発とあわせて無電柱化を実施する開発事業者へ補助を行っています。

- ・補助対象：無電柱化に必要な設計費、工事費
- ・補助率等
開発面積3,000㎡未満：事業費の4/5（上限額2,400万円）
開発面積3,000㎡以上：事業費の2/3（上限額4,000万円）

②無電柱化無料相談窓口の設置

令和6年度から、（公財）東京都都市づくり公社と連携・協力して、開発事業者や設計会社の皆様へ、配線計画案の作成や概算費用の算出等の支援を無料で行う相談窓口を設置しています。

③宅地開発無電柱化認定制度

令和6年度から、宅地開発において無電柱化に取り組む事業者を増やしながらかく普及させることを目的として、事業者の認定制度を創設・運用しています。